

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

「旅費制度 Q & A」の更新について（通知）

このことについて、下記のとおり、移転料等に関する設問を新たに追加しましたので、所属職員に周知するとともに、適切な取扱いをお願いします。

記

追加した設問

問 36 「自己手配が可能な公務旅行において、手配時に国などが観光キャンペーンを行っており、宿泊料金の補助を受けられる場合、旅費として支給されるのは割引後の金額となるのか。また、割引ではなく、クーポン券やギフト券などの形で補助される場合はどうか。」

問 54 「異動に伴う移転における移転料の対象外経費は、どのような確認を行うのか。」

問 55 「異動に伴う移転において、移転料に対象外経費が含まれている場合、その金額はどのように算定するのか。対象外経費分が基本料金に含まれており、個々の内訳額が存在しない場合はどのように算定するのか。」

問 56 「異動に伴う移転において、荷造用段ボールを事前に引越業者等から購入した費用や、荷解後に不要となった段ボールを引越業者等に回収してもらった費用は、対象外経費となるのか。」

問 57 「異動に伴う移転において、引越業者が搬出先住宅と搬入先住宅の下見を行った場合の料金は、対象外経費となるのか。」

問 58 「異動に伴う移転において、ピアノやペットは自己負担で運搬することになるのか。」

問 59 「県外へ異動となった場合などは、自家用車やオートバイの運搬費用は支給されるのか。」

問 60 「異動に伴う移転において、移転料の特例（条例第 21 条第 4 項）の適用を受けるためには、必ずメタサーチサイトで検索を行って、最も安価な引越業者を利用する必

要があるのか。」

問 61 「異動に伴う移転において、移転料の特例（条例第 21 条第 4 項）の適用を受けるための要件にある「最も安価なプラン」とは何を指すのか。」

問 62 「異動に伴う移転において、移転料の特例（条例第 21 条第 4 項）の適用を受けるための要件にある「最も安価なプラン」では、搬出日・搬入日を土日に限定して見積りを徴することは可能か。平日に設定して見積りを徴する必要があるのか。」

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課 給与担当
TEL 088-821-4906
FAX 088-021-4725